

熊本県水防計画書(平成30年度修正) 新旧対照表

現 行	新 (平成30年度修正)	修正理由
<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 用 語 の 定 義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p>第 3 節 水 防 の 責 任 等</p> <p>(1) 県 の 責 任</p> <p>① ~ ⑬ (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任</p> <p>① ~ ⑭ (略)</p>	<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 用 語 の 定 義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) ~ (12) (略)</p> <p><u>⑬ 浸水被害軽減地区</u>  <u>洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう(第15条の6)。</u></p> <p>第 3 節 水 防 の 責 任 等</p> <p>(1) 県 の 責 任</p> <p>① ~ ⑬ (略)</p> <p><u>⑭ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の10)</u>  <u>⑮ 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言(法第15条の12)</u></p> <p>(2) 水防管理団体の責任</p> <p>① ~ ⑭ (略)</p> <p><u>⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)</u>  <u>⑯ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告(法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8)</u></p>	<p></p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p>

現 行	新 (平成30年度修正)	修正理由
<p>(3) 国土交通省の責任 ① ~ ⑨ (略)</p> <p><b>第 2 章 水 防 組 織</b></p> <p><b>第 3 節 水 防 管 理 団 体</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 水防訓練 ① 水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとする。 また、非指定水防管理団体においても、毎年、水防訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><b>第 4 節 (略)</b></p>	<p><u>⑰ 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)</u> <u>⑱ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)</u></p> <p>(3) 国土交通省の責任 ① ~ ⑨ (略)</p> <p><u>⑩ 大規模氾濫減災協議会の設置(法第15条の9)</u></p> <p><b>第 2 章 水 防 組 織</b></p> <p><b>第 3 節 水 防 管 理 団 体</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 水防訓練 ① 水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとする。 <u>また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。</u> なお、非指定水防管理団体においても、毎年、水防訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p><u>(4) 都道府県大規模氾濫減災協議会</u> <u>知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組みを推進するものとする。</u></p> <p><b>第 4 節 (略)</b></p>	<p>水防法改正 水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p> <p>水防法改正</p>

現 行	新 (平成30年度修正)	修正理由
<p>第3章～第8章 (略)</p> <p>第9章 水防標識及び信号</p> <p>第1節 水防標識</p> <p>水防法第18条、第19条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、資料編【Ⅲ-9】のとおりとする。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>第13章</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 河川管理者の協力(県)</p> <p>河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</p>	<p>第3章～第8章 (略)</p> <p>第9章 水防標識及び信号</p> <p>第1節 水防標識</p> <p><u>(1) 水防法第18条、第19条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は、標旗は白地、水防管理団体名及びその図案は赤色とし、資料編【Ⅲ-9】のとおりとする。</u></p> <p><u>(2) 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。</u></p> <p>第2節 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>第13章</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 河川管理者の協力及び援助(県)</p> <p>河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。</p>	<p>国土交通省通知</p> <p>水防法改正</p>